「自動車環境管理計画書制度」及び「低公害・低燃費車の導入義務制度」の改正について

東京都環境局
環境改善部自動車環境課
令和８年10月

東京都

本動画の内容

（１）制度の概要と第５期計画期間の現状

（２）制度改正の概要及び検討経過

（３）低公害・低燃費車の導入義務制度の改正

（４）自動車環境管理計画書制度の改正

（５）今後のスケジュール

（１）制度の概要と第５期計画期間の現状

制度の概要

●自動車環境管理計画書制度（環境確保条例第２８条）

➢ 環境確保条例第28条の規定により、自動車を使用する事業者に、**自主的な環境への配慮行動を求めるため**、特定低公害・低燃費車の導入、エコドライブ、自動車使用の合理化等の取組について、計画書及び毎年度の実績報告書の提出を義務付け（※）

環境確保条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）

計画期間	５年（第５期：令和４年度～令和８年度）
対　　象	30台以上の自動車を使用する都内（島しょを除く）の事業者（特定事業者） R6年度末現在 約1,500者
報告事項	自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標等、エコドライブ及び自動車使用合理化の取組、特定低公害車・低燃費車の導入の取組に関する計画事項　ほか
勧告・公表	計画書及び報告書の未提出の事業者に期限を定めて提出を勧告。それに従わない場合は公表や科料

※　東京都自動車環境管理指針により、自動車がもたらす環境への負荷を低減するために特定事業者が取り組む措置等の内容を定めている。
[内容]　自動車環境管理計画書の作成、特定低公害・低燃費車等の導入、
エコドライブや自動車の使用の合理化等、特定事業者が取り組む措置等

制度の概要

●低公害・低燃費車の導入義務制度（環境確保条例第３５条）

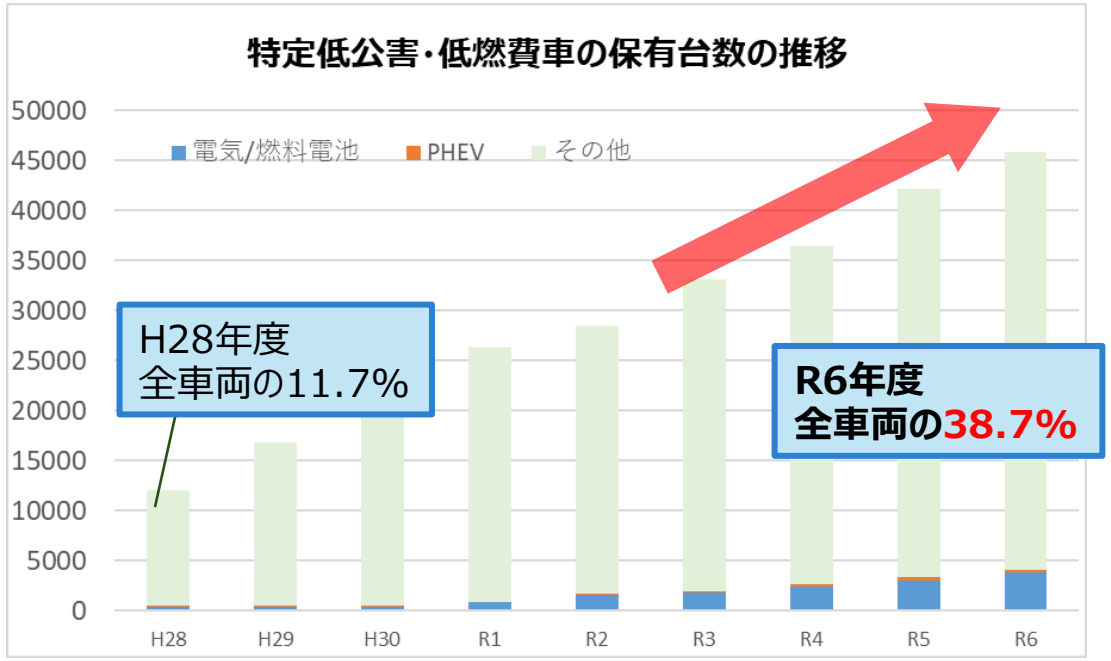
➢ 条例第35条の規定により、自動車動車がもたらす環境への負荷を低減するため、事業者が使用する全車両数のうち特定低公害・低燃費車について一定割合の導入を義務付け

	義務①（特定低公害・低燃費車の導入）	義務②（乗用車における非ガソリン車の導入）
対　象	200台以上の自動車を使用する事業者	
対象車両	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪車、大型・小型特殊車、被けん引車を除く）	左記のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの（これを改造した特種用途に供するものを含む）（軽乗用車は除く）
基　準	・特定低公害低燃費車であること （都が定める排出ガス基準及び燃費基準に該当する自動車）	・FCV・EVであること。 ・特定低公害低燃費車に該当するPHEV・HVであること（PHEVは都が定める排出ガス基準、HVは都が定める排出ガス基準及び燃費基準該当が要件）
導入義務率	全車両数の30% （期限:令和９年３月３１日） ※ FCV・EVは3台分、PHEVは2台分に換算	乗用車（軽乗用車を除く）の20% （期限:令和９年３月３１日） ※ FCV・EV・PHEVは2台分に換算
勧告・公表	低公害・低燃費車の導入を怠り、導入義務率未達成の事業者に対して、必要な措置をとるように勧告。正当な理由なく、それに従わない場合は公表	

※　EV：電気自動車、FCV：燃料電池自動車、PHEV：プラグインハイブリッド自動車、HV：ハイブリッド自動車

特定低公害・低燃費車及び乗用車の非ガソリン車の保有台数の推移

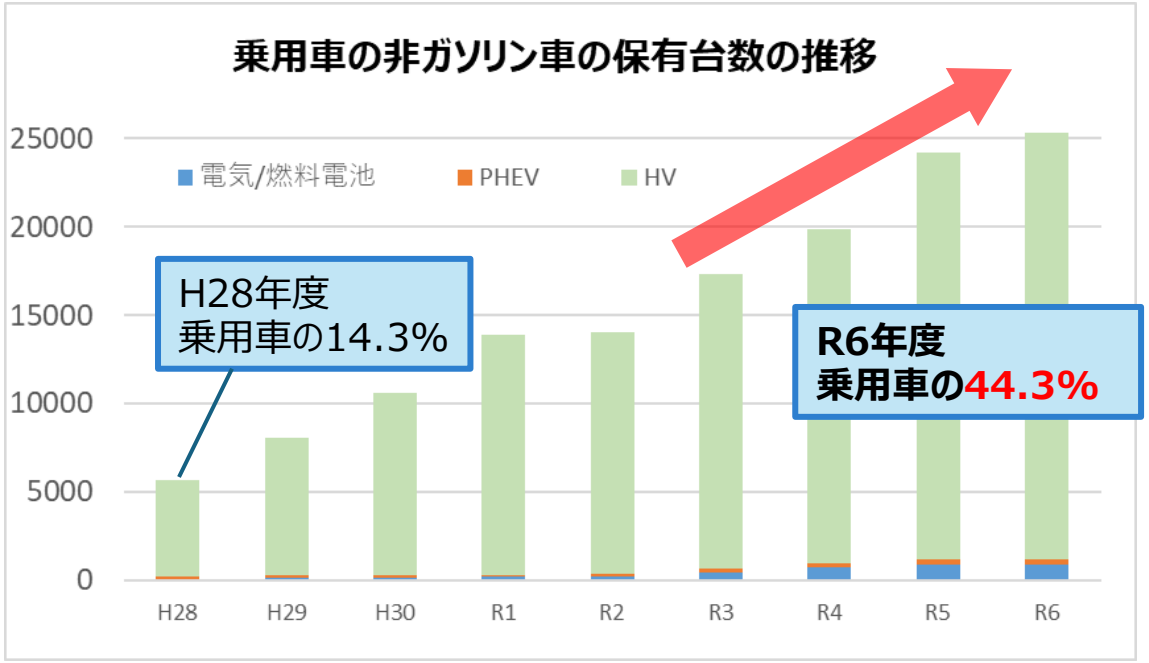
特定低公害・低燃費車の保有台数の推移



※令和６年度の導入義務対象者のうち、平成28年度から継続して実績報告書を提出している152者分を集計

・導入義務対象者における特定低公害・低燃費車の導入は順調に進み、令和６年度時点では、全車両の４割近くを占めている。

乗用車の非ガソリン車の保有台数の推移



※導入義務は令和４年度から開始

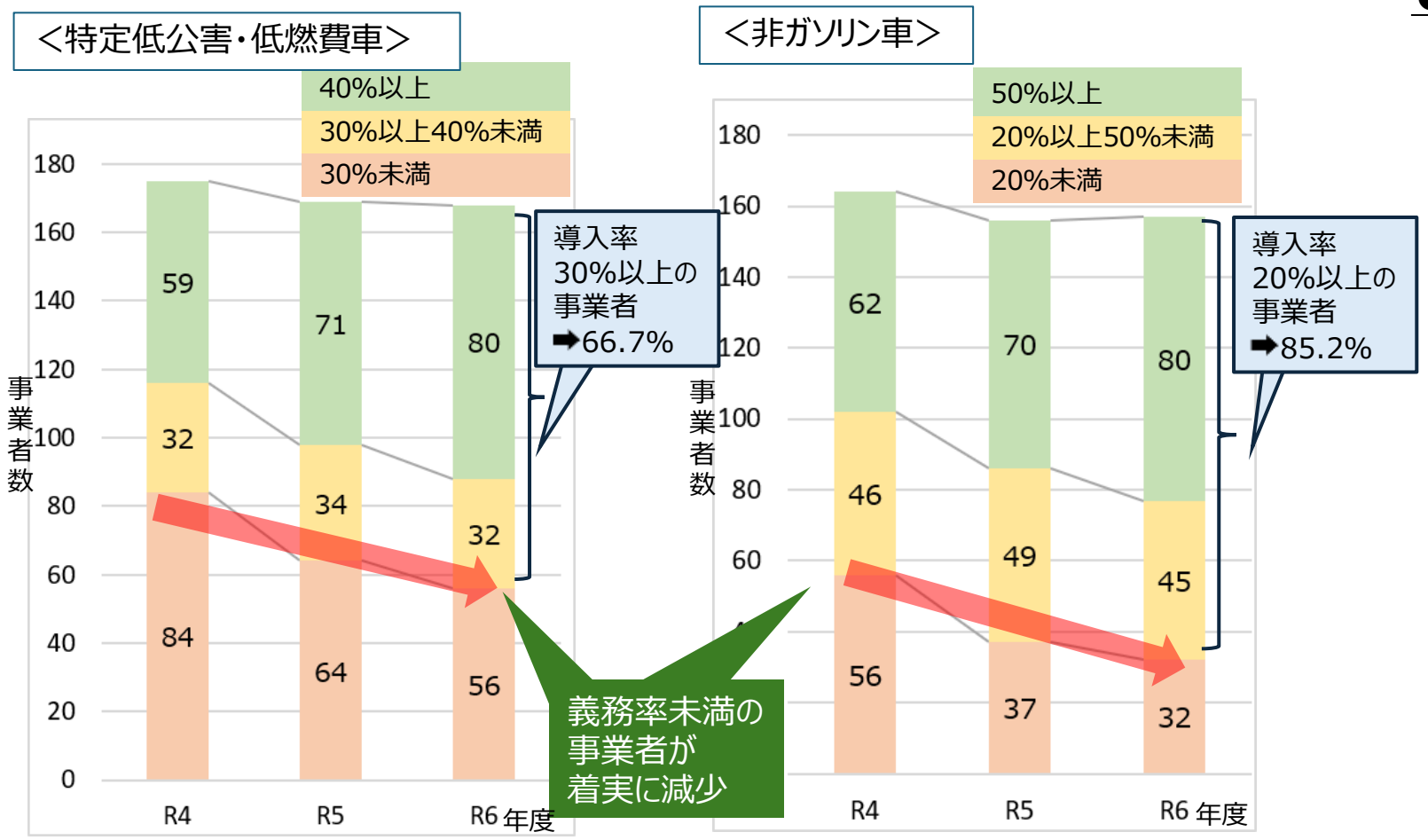
※令和６年度の導入義務対象者のうち、平成28年度から継続して実績報告書を提出している152者分を集計

・導入義務対象者における乗用車の非ガソリン車の導入は順調に進み、令和６年度時点では、乗用車の４割以上を占めている。

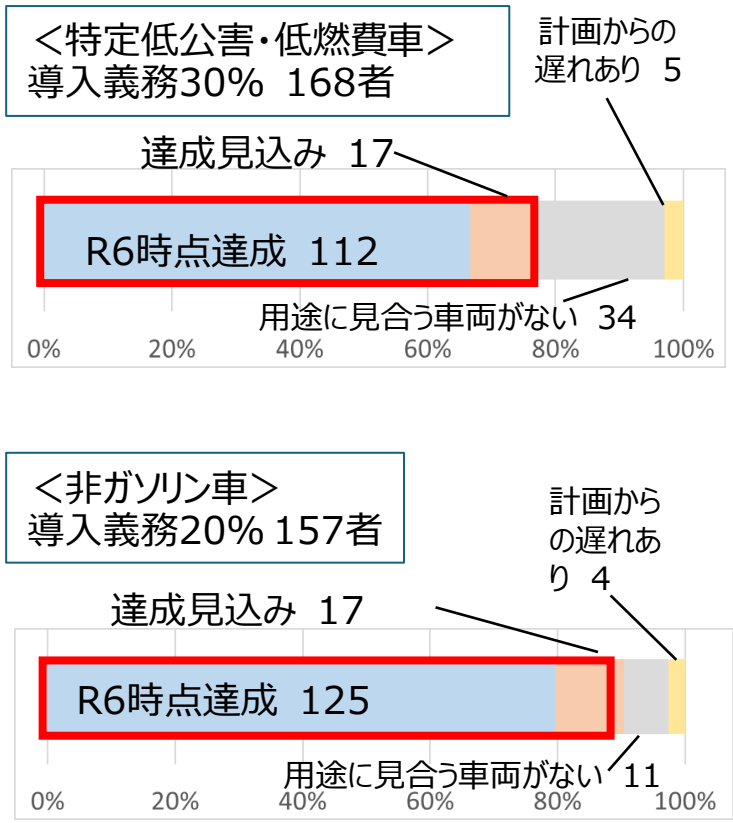
導入義務対象者における導入率の推移及び導入義務の達成状況

令和６年度までの実績

●導入義務対象事業者における導入率推移



●令和６年度末時点の導入義務達成状況



●特定低公害・低燃費車の導入率は上昇傾向

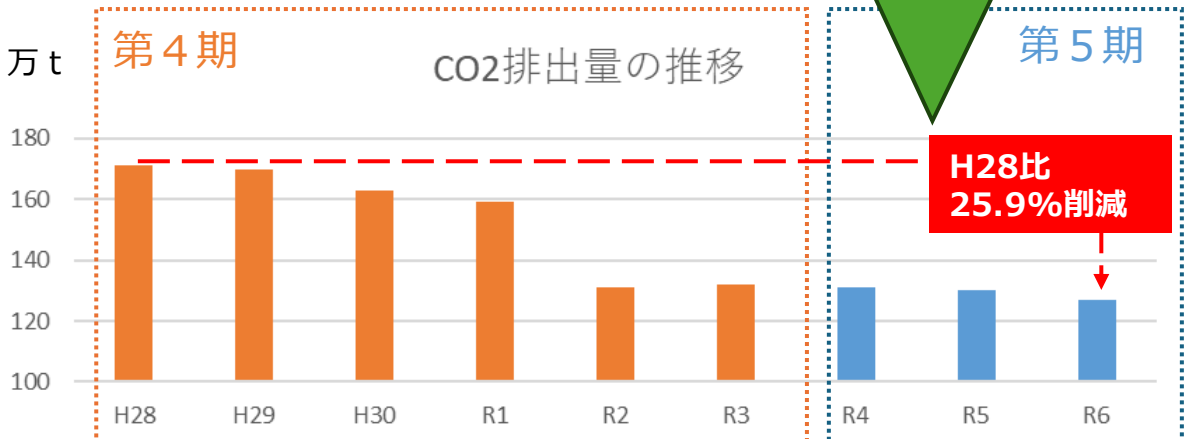
・導入義務対象各事業者における特定低公害・低燃費車及び乗用車における非ガソリン車の導入率は、上昇傾向にある。

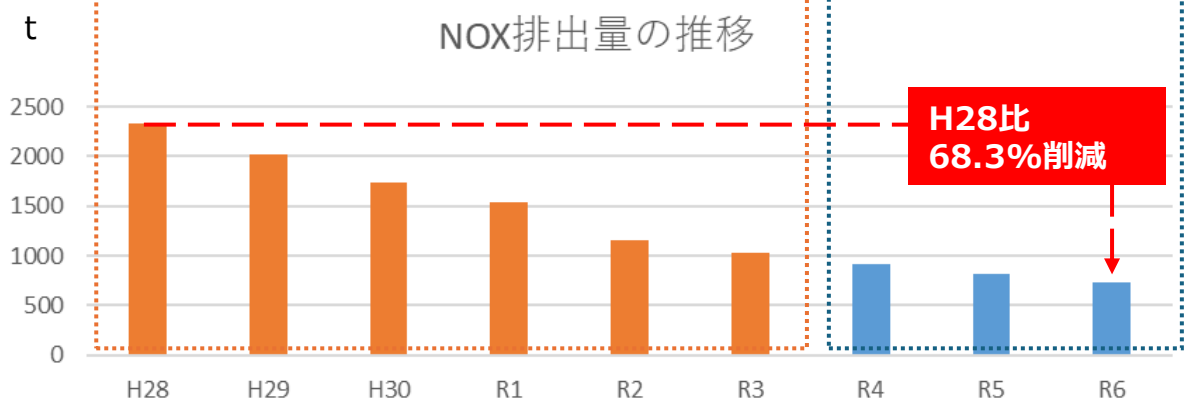
➡ **◆令和13年度末（計画期間終了年度）に向けて、導入義務率再検討の余地あり**

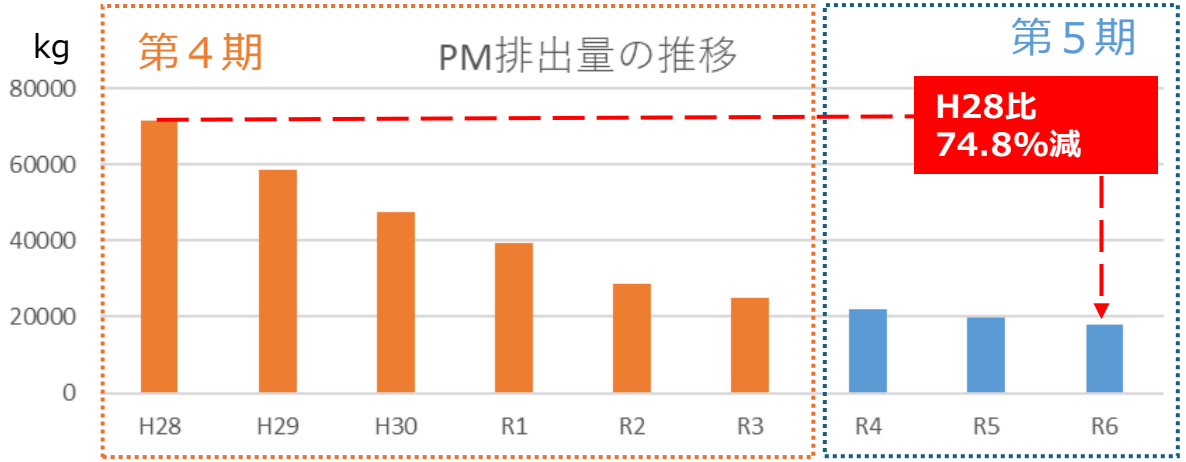
第４期から第５期にかけての成果（NOx・PM・CO2排出状況）

排出量の推移

（参考）都全体の削減割合
H28➡R5 13.6%減







※平成28年度から令和６年度まで継続して実績報告書を提出している事業者（1328者）の排出量を集計

自主的削減目標の進捗（令和６年度末）

	CO2	NOX	PM
令和６年度末時点達成事業者の割合	44%	59%	78%

※特定事業者は第４期の実績を基に、第５期期間中のCO2、NOX及びPMの排出量の目標値を自ら設定

（２）制度改正の概要及び検討経過

制度改正の視点及び概要

改正の視点

○「ゼロエミッション東京戦略　Beyondカーボンハーフ」に掲げた温室効果ガス削減目標の達成に向け、自動車からの**ＣＯ２削減**が必要

○ 大気環境の更なる改善に向け、PM2.5や光化学オキシダント対策が必要

○ 現下の中東情勢の緊迫化に伴う**原油価格高騰**や災害時の**レジリエンス強化**の観点から、**ＥＶ等導入の更なる促進**が必要

改正の概要

制　度　・　事　項		改　正　内　容
導入義務制度	①特定低公害・低燃費車	・導入義務率　３０％ → **４０％**
	②乗用車非ガソリン車	・導入義務率　２０％ → **５０％** ・ＥＶ、ＦＣＶの換算率を引き上げ　１台を２台 → ３台
	達　成　期　限	２０３１年度末まで（５年間）
	車　両　要　件	省エネ法の最新基準等を踏まえ基準を設定 ・排出ガス基準：エコカー減税要件を横引き ・燃費基準：エコカー減税要件をベースに市販車におけるトップランナーを考慮して設定 ・軽乗用車、乗合車（バス）区分を新設

制　　度	改　正　内　容
自動車環境管理計画書制度	・自動車使用合理化の手法について、最新の動向や技術をもとに実効性の高い取組等を追加 ・ステークホルダーから評価される仕組みを構築（トップランナーの公表・表彰等）

検討経過

検討会の実施

〇自動車環境管理計画書制度等改正に係る検討会（第６期）を設置
〇学識経験者６名を委員として、専門的な見地から検討
〇令和７年度から令和８年度にかけて計４回開催

	開催日	内容
第１回	令和７年12月５日	〇制度の現状及び見直しの方向性
第２回	令和８年３月30日	〇低公害・低燃費車の導入義務制度の見直し案 ・特定低公害・低燃費車の要件　・換算率及び導入義務率 〇自動車環境管理計画書制度の見直し案
第３回	令和８年５月14日	〇低公害・低燃費車の導入義務制度の見直し案 ・換算率及び導入義務率 〇自動車環境管理計画書制度の見直し案
第４回	令和８年８月25日	〇低公害・低燃費車の導入義務制度の改正案 〇自動車環境管理計画書制度の改正案

意見公募の実施

〇改正案について、都民や事業者の皆様からの御意見を募集
〇実施期間：令和８年６月25日から同年７月24日まで（30日間）
〇意見総数：38件

検討会の詳細並びに意見公募で頂いた意見及び都の対応は、東京都環境局HP（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/newplan/committee/）に資料が掲載されております。

（３）「低公害・低燃費車の導入義務制度」の改正

特定低公害・低燃費車の該当要件（排出ガス・燃費の性能基準）の見直し

EV及びFCVのほか、以下の排出ガス基準及び燃費基準の両方を満たした車が特定低公害・低燃費車となります。

●PHEV

令和９年４月１日以降に導入するPHEVは全て特定低公害・低燃費車となります（排出ガス基準の撤廃）。

第5期（R9年3月31日まで）以前導入済車両の要件		
自動車の種別	排出ガス基準	燃費基準
乗用車、軽乗用車、軽量車及び中量車	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	なし
重量車	NOx0.63g/kWh以下・ PM0.007g/kWh以下	なし

第6期（R9年4月1日以降）導入車両の要件		
自動車の種別	排出ガス基準	燃費基準
乗用車、軽乗用車、軽量車、中量車及び重量車	なし	なし

●EV・FCV・PHEV以外の車両

【乗用車、軽量車、中量車：ガソリン車要件、重量車：ディーゼル車要件抜粋】
他の燃料種別については環境局HPを御確認ください。

第5期（R9年3月31日まで）以前導入済車両の要件		
自動車の種別	排出ガス基準	燃費基準
乗用車	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	R2年度基準120%以上達成
軽量車 （貨物車・乗合車）	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	H27年度基準125%以上達成
中量車 （貨物車・乗合車）	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	H27年度基準110%以上達成
	H17年基準50%以上低減 又はH30年基準50%以上低減	H27年度基準115%以上達成
重量車 （貨物車・乗合車）	H28年規制適合 又は NOx 0.63g/kWh以下、PM 0.007g/kWh以下（JE05）	H27年度基準110%以上達成 又はR7年度基準95%以上達成 （車両総重量3.5～7.5t） ※
		H27年度基準105%以上達成 又はR7年度基準90%以上達成 （車両総重量7.5t超） ※

第6期（R9年4月1日以降）導入車両の要件			
自動車の種別		排出ガス基準	燃費基準
乗用車		H30年基準50%以上低減 ※ガソリン車の例	R12年度基準100%以上達成
軽乗用車			R12年度基準85%以上達成
軽量車	（貨物車）		R4年度基準100%以上達成
	（乗合車）		R12年度基準75%以上達成
中量車	（貨物車）		R4年度基準100%以上達成
	（乗合車）		R12年度基準75%以上達成
重量車	（貨物車）	H28年規制適合 ※ディーゼル車の例	R7年度基準105%以上達成
	（乗合車）		R7年度基準100%以上達成

※第５期以前導入車両で重量車R7年度燃費基準達成度要件を適用するのは、型式の2桁目がＶ又はＷの車両に限ります。

特定低公害・低燃費車の該当要件（排出ガス・燃費の性能基準）の見直し

特定低公害・低燃費車の該当要件詳細について

〇排出ガス基準及び燃費基準の詳細は、東京都環境局HPに掲載する要綱をご確認ください。

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低燃費車及び
同条第2号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱」
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation

特定低公害・低燃費車に該当するかの判断について（令和９年４月１日以降の導入）

〇令和９年４月１日以降に導入するEV、FCV及びPHEVについては、すべて特定低公害・低燃費車として扱います。

〇上記以外の車両について、導入を検討する車両が基準に合致しているかの判断は、以下のページを参考にしてください。

国土交通省「自動車の燃費性能に関する公表」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html
※メーカーごと新車市販車等の排出ガス・燃費情報が掲載されています。

その際、排出ガス基準については、車両の型式から判断することになります。以下のページを参考にしてください。

国土交通省「平成１７年規制以降の自動車排出ガス規制の識別記号」
https://www.mlit.go.jp/common/001179991.pdf
【乗用車、軽乗用車、軽量車、中量車（ガソリン車）の例 】
型式の先頭が「**6**」、「**5**」ならばH30年基準50%以上低減となり、要件合致
【重量車（ディーゼル車）の例】
型式の先頭が「**2**」ならばH28規制適合となり、要件合致

換算率及び導入義務率の改正

換算率の改正

【安定的な経済活動確保の観点】
・ガソリンや、ディーゼルといった燃料と比べ、原油価格の高騰による影響を受け難い電気自動車等について、安定的な経済活動の確保の観点から導入を促進

【環境性能やレジリエンス機能の観点】
・より環境性能が高く、レジリエンス機能に優れたEV等の普及を更に後押しするため、換算率を見直し

➡乗用車における非ガソリン車の導入率算定時の換算率を見直し

現行　１台を２台 ➡ 改正後　１台を３台

（令和９年4月１日以降に導入した車両の換算率）

項番	自動車の種類	特定低公害・低燃費車の導入義務	乗用車における非ガソリン車の導入義務
1	EV及びFCV	3	3
2	PHEV	2	2
3	特定低公害・低燃費車要件合致車（項番1、2を除く）	1	1 ※HVに限る

導入率義務率の改正

○　市場における販売動向や各事業者における今後の導入見込み等を踏まえて、以下のとおり改正

達成期限：令和14（2032）年３月31日まで

事項	改正内容
特定低公害・低燃費車の導入義務率	**現行　３０％ ➡ 改正後　４０％**
乗用車における非ガソリン車の導入義務率	**現行　２０％ ➡ 改正後　５０％**

導入率の算定

導入時期による特定低公害・低燃費車の要件及び換算率の考え方

導入率の算定に当たっては、車両の導入時期により適用する要件及び換算率が異なるため、第６期導入車両（令和９年４月１日以降に導入した車両）**と第５期以前導入車両**（令和９年３月31日以前に導入した車両）**に分けて計算**

R9.4.1以降導入車両の要件で判断

$$\text{導入率} = \frac{\text{第6期導入車両：第６期導入車両の換算率で換算した（特定低公害・低燃費車／乗用車非ガソリン車）の台数}}{\text{（総使用台数／乗用車使用台数）}} + \frac{\text{第５期以前導入車両：第５期以前導入車両の換算率で換算した（特定低公害・低燃費車／乗用車非ガソリン車）の台数}}{\text{（総使用台数／乗用車使用台数）}}$$

R9.3.31以前導入車両の要件で判断

導入率の算定

特定低公害・低燃費車の導入率計算例

【250台の自動車を使用している事業者の場合】

①第6期以降の導入車両　計50台
（自動車の種類の内訳）
EV: 3台　FCV: 1台　PHEV: 2台
上記以外の特定低公害・低燃費車:20台
要件非該当車:24台

②第５期末までの導入車両（継続使用車両）　計200台
（自動車の種類の内訳）
EV: 3台　FCV: 1台　PHEV: 5台
上記以外の特定低公害・低燃費車:55台
要件非該当車:136台
※第6期以降に廃車したものは算定対象外

【換算率適用後導入台数】
①３台×3＋１台×3＋２台×2＋20台×1＝36台
②３台×3＋１台×3＋５台×2＋55台×1＝77台
導入率（36＋77）／250　×100(%)＝**45.2%**　**義務(40%)達成**

乗用車における非ガソリン車の導入率計算例

【200台以上の自動車を使用している事業者で、うち乗用車が50台の場合】

①第6期以降の導入車両**（乗用車）**計15台
（自動車の種類の内訳）
EV: 1台　FCV: 1台　PHEV: 2台
HV(特定低公害・低燃費車要件該当）: 2台
要件非該当車: 9台

②第５期末までの導入車両（継続使用車両）**（乗用車）**　計35台
（自動車の種類の内訳）
EV: 1台　FCV: 1台　PHEV: 2台
HV(特定低公害・低燃費車要件該当）:10台
要件非該当車:21台
※第6期以降に廃車したものは算定対象外

【換算率適用後導入台数】
①１台×3＋１台×3＋２台×2＋２台×1＝12台
②１台×2＋１台×2＋２台×2＋10台×1=18台
導入率（12＋18）／50　×100(%)＝**60.0%**　**義務(50%)達成**

（４）「自動車環境管理計画書制度」の改正

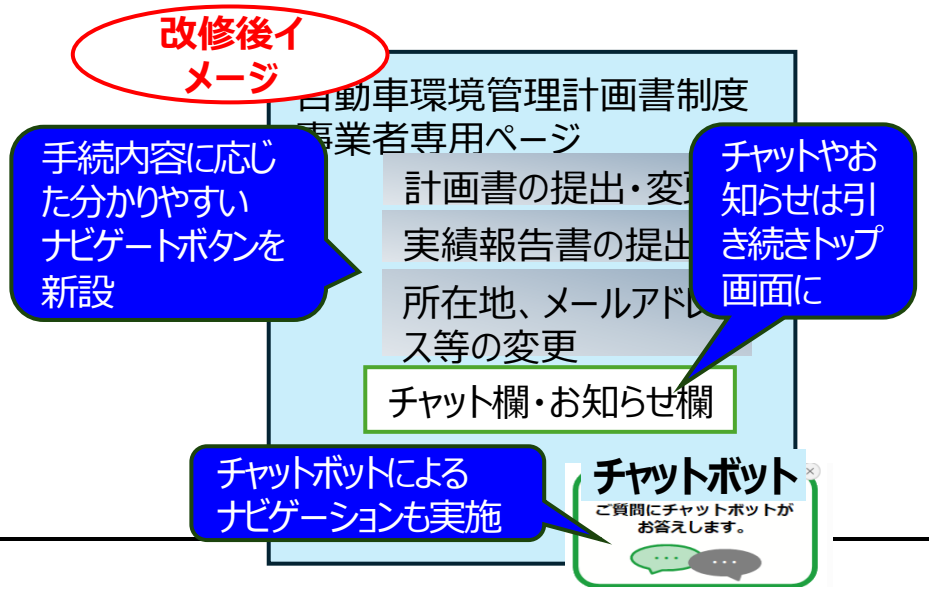
自動車環境管理計画書制度の改正

計画書・報告書の作成・提出に係る負担感の軽減

・事業者サイトの改修によるQOSの向上
（実績報告書の提出等の各種手続きを分かりやすく改修）

・提出様式の見直し（エラーチェック機能や転記補助ツールの追加など）
（報告書作成にあたっての補助ツール活用による負担の軽減）

・報告書提出期限の後ろ倒し（５月末⇒６月末へ）



ステークホルダーから評価される仕組みづくり

◆トップランナーの表彰・公表

・計画期間を通じ優良な取組を行った事業者を表彰

・毎年度の事業者の取組成果を分かりやすく公表



◆取組事例の見える化

・事例集の作成等による取組事例の共有
（先進的な取組や、汎用性の高い取組を共有）



・公表サイトの検索機能充実化
（ステークホルダーや他の事業者からのアプローチを容易に）

自動車環境管理計画書制度の改正

自動車環境環境管理指針（事業者の取組）の改正（自動車使用合理化の手法のアップデート）

●自動車使用合理化における取組メニューについて、最新の動向や技術をもとに実効性の高い取組等を追加

見直しに当たっての視点	計画事項（分類）	取組内容
【車両の使用の効率化】 宅配便の再配達による環境負荷の低減	車両の有効活用の促進（小口貨物の配送（宅配便等）における再配達の削減）	・ライフスタイルに合わせた配達場所（置き配、オープン型宅配ボックス、コンビニ等での受取）指定サービスの実施
【物流の効率化】 発荷主・着荷主事業者として、物流事業者と連携・協同した取組み	荷待ち・荷役時間の削減	・予約システムの導入、パレットやかご台車等を活用した荷役時間の削減、パレット等の資機材の規格の標準化、出荷前準備の徹底
	多頻度小口配送の改善	・物流事業者の配送計画への協力（納品頻度の見直し、緊急出荷や時間指定の削減）、共同配送の推進
【新たな技術の活用】 運行管理、動態管理、自動運転等システム導入	情報化の推進	・車両動態管理システム導入による、走行ルートの最適化・積載率の向上、危険運転検知による事故防止、自動日報作成による事務作業負担の軽減 ・ＡＩ配送による配送ルートの最適化
【輸送・移動手段の変化】 ラストワンマイルの電動化等	モーダルシフトの推進	・ラストワンマイル配送の電動化 （ＥＶバイク、小型ＥＶ、自動走行モビリティ等の活用）
【ＺＥＶへの転換】	車両の有効活用の促進（ＺＥＶの積極的な使用）	・環境性の優れたＺＥＶ（燃料電池車、電気自動車及びプラグインハイブリッド車）の積極的な導入及び使用 ・災害時におけるレジリエンス機能の向上 （給電機能、太陽光等からの充電、４ＷＤによる悪路走行性の向上等）

（５）今後のスケジュール

今後のスケジュール

令和９年２月頃

第６期計画書の作成に係る説明動画公開

令和９年３月下旬

書類提出依頼

・第５期５年目（令和８年度）実績報告書

・第６期計画書

令和９年４月１日

第６期計画期間の開始

令和９年６月30日

書類提出期限

・第５期５年目（令和８年度）実績報告書

・第６期計画書